

中小企業等海外出願・侵害対策支援事業

令和4年度概算要求額 7.2億円（6.0億円）

事業の内容

事業目的・概要

- 中小企業等の外国出願費用及び海外での知財侵害への対策費用を助成し、外国における中小企業等の権利取得及び権利行使の促進を図ります。
 - 外国出願費用を助成することにより、権利取得を促進します（①外国出願支援）。
 - 外国出願における中間手続費用を助成することにより、権利化を促進します（②審査請求・中間応答支援）。
 - 海外での模倣品に関する調査から模倣品業者に対する警告・行政摘発手続までの費用を補助することにより、模倣品対策を促進します（③模倣品対策支援）。
 - 海外で現地企業から知財侵害により訴えられた場合の弁護士への相談や訴訟準備・訴訟に係る費用を補助することにより、中小企業等の知財係争を支援します（④防衛型侵害対策支援）。
 - 冒認商標に対する異議申立や取消審判請求、訴訟等冒認商標の無効・取消係争に係る費用を補助することにより、中小企業等の海外展開を支援します（⑤冒認商標無効・取消係争支援）。
 - 海外で現地企業から訴訟を提起された場合等の訴訟に係る費用を担保する保険制度の保険料を補助することにより、中小企業等の知財係争を支援します（⑥海外知財訴訟保険）。

成果目標

- ①外国出願支援については、助成した出願に関する外国における産業財産権取得率70%（審査結果判明分）を目指します。
- ②審査請求・中間応答支援については、助成した案件に関する外国における産業財産権取得率70%（審査結果判明分）を目指します。
- ③侵害対策支援については、警告や行政摘発を行いたいとする模倣品対策申請案件のうち、実施に至った支援件数が半数以上になることを目指します。
- ④海外知財訴訟保険については、加入件数125件を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

補助（定額）

補助（①、②1/2、③～⑤2/3、⑥1/2または1/3）

国

（独）日本貿易振興機構（JETRO）
都道府県中小企業支援センター等
日本商工会議所、全国商工会連合会
全国中小企業団体中央会

中小企業等

事業イメージ

	補助率	補助金上限額	補助対象経費
①外国出願支援	1/2	1企業300万円 特許150万円 実・意・商60万円 冒認商標30万円	外国特許庁への出願手数料、翻訳費用、外国出願に要する国内代理人・現地代理人費用
②審査請求・中間応答支援	1/2	審査請求 1企業60万円 1案件20万円 中間応答 1企業30万円	外国特許庁への審査請求に要する費用、中間応答に要する費用、翻訳費用、中間手続に要する国内代理人・現地代理人費用
③模倣品対策支援	2/3	400万円	模倣品の流通経路、製造元等の調査費、警告状の作成費、行政機関への取締申請に係る費用
④防衛型侵害対策	2/3	500万円	弁護士への相談、訴訟準備、訴訟に係る費用
⑤冒認商標・取消係争支援	2/3	500万円	異議申立、無効・取消審判請求に係る費用
⑥海外知財訴訟費用保険事業	1/2 (2年目以降1/3)	-	海外知財訴訟費用保険の加入に要する掛金